13　第七項から第九項までの規定は、第十項本文の規定による指定市算定額の交付及び同項ただし書の規定による指定市超過交付額の返還について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項	旧令	旧令第四十二条の十第三項において準用する旧令
	算定額	第十項に規定する指定市算定額（次項及び第九項において「指定市算定額」という。）
第八項	第五項本文	第十項本文
	都道府県が各市町村に交付すべき額を計算する場合又は第六項第一号の規定を適用して各市町村が都道府県に返還すべき額	指定市算定額
第九項	第五項本文	次項本文
	各市町村に交付すべき額	同項に規定する指定市（以下この項において「指定市」という。）に指定市算定額
	第六項第一号	第十一項第一号
	各市町村に返還すべき額	指定市に次項ただし書に規定する指定市超過交付額
	算定額	指定市算定額

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正）

第六条　地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年政令第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（地方税法施行令の適用の特例）

第九条　法第二十一条の二の規定により地方団体の徴収金とみなされた地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金についての地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の五の二第四項の規定の適用については、同項第六号中「事業税」とあるのは、「事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税」とする。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令の一部改正）

第七条　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（収納の特例）

第九条　法第二十条第二項の規定により地方団体の徴収金とみなされた特別法人事業税に係る徴収金についての地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の五の二第四項の規定の適用については、同項第六号中「事業税」とあるのは、「事業税及び特別法人事業税」とする。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令の一部改正）

第八条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和四年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3　市町村長は、森林環境税の納税義務者について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害により第五条各号のいずれかに該当する者となったことが、次に掲げる事務の処理その他により把握した状況から明らかであると認める場合には、第一項の規定にかかわらず、職権により森林環境税を免除することができる。

一　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第九十条の二第一項の規定による同項に規定する罹災証明書（第五条第三号及び第四号において「罹災証明書」という。）の交付

二　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第三条第一項の規定による災害弔慰金の支給

第四条第一項中「前条第一項の申請書の提出があった日（市町村長が必要があると認める場合には、免除を受けようとする事由が発生した日。次項において同じ。）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前条第一項の申請書の提出があった日（市町村長が必要があると認める場合には、免除に係る事由が発生した日）

二　前条第三項の規定により市町村長の職権により免除される場合　当該免除に係る事由が発生した日

第四条第二項中「前条第一項の申請書の提出があった」を「同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に改める。

第五条第三号中「災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第九十条の二第一項に規定する罹災証明書（同号において「罹災証明書」という。）」を「罹災証明書」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法施行令第七条の二の二第二項及び第七条の十三第一項の改正規定、同令第八条の二の三を改め、同条を同令第八条の二の四とする改正規定、同令第八条の二の次に一条を加える改正規定、同令第二十条の二の十三、第二十一条の二の二、第四十六条の二の二第二項及び第四十八条の六第一項の改正規定、同令第四十八条の九の八を削る改正規定、同令第四十八条の九の七の三を改め、同条を同令第四十八条の九の八とする改正規定、同令第四十八条の九の七の二の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第十八条の六の二及び第十八条の六の三の改正規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第五条の規定　令和九年一月一日

二　第一条中地方税法施行令第八条の六第一項及び第二項第一号、第八条の十三、第八条の十六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十並びに第八条の二十三並びに附則第四条第二項及び第四条の二第二項の改正規定、同令附則第十七条の二第四項の改正規定（第二十条の二第二十六項」を「第二十条の二第二十四項」に改める部分を除く。）並びに同令附則第十七条の二の二第一項及び第二十七条の三第五項の改正規定　令和十年一月一日

三　第一条中地方税法施行令第五十七条の五の二の改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十一条の規定　令和十年四月一日

四　第四条の規定　令和十一年四月一日

五　第二条の規定　物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　号）の施行の日